

公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証について

令和3年3月
備北地域医療構想調整会議

1 再検証の要請

令和元年9月に厚生労働省の「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、公立・公的医療機関等の役割が、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているかどうか再検証を要請する医療機関名が公表され、令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知により、公立・公的医療機関等の具体的対応方針に係る再検証を行うよう都道府県に対して正式に要請があった。

県では、同年2月18日に「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に関する説明会」を開催し、再検証対象医療機関に対して具体的対応方針を再検証するよう要請している。

2 再検証対象医療機関

備北圏域では1医療機関（広島県では12医療機関）が選定されている。

圏域名	医療機関名	所在地	選定区分	備考
備北	総合病院庄原赤十字病院	庄原市	②（類似かつ近接）	

3 再検証の考え方（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）

(1) 基本的な考え方

- ① 再検証対象医療機関の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているか、地域医療構想調整会議において協議し、合意を得ること。
- ② その際、地域の実情に応じて、民間医療機関の参加も得ながら、将来を見据えた構想区域全体の医療提供体制についても議論すること。
- ③ 地域医療構想調整会議において、厚生労働省の分析だけでは判断し得ない地域の实情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。
- ④ 再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当する公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。

(2) 再検証の視点

- ① 医療需要の変化など、医療機関を取り巻く環境を踏まえた2025年の医療機関の役割
- ② 医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
- ③ 機能別の病床数の変動

4 再検証等の期限

○ 令和2年8月31日付け厚生労働省医政局長通知

当初、同年9月頃とされた再検証の期限は白紙撤回され、「社会保障審議会医療部会」での議論や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理するとされた。

○ 令和2年12月開催国の「医療計画の見直し等に関する検討会」

新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討する。

※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定

- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定

5 令和2年度の取組

○ 令和2年2月の説明会で再検証対象医療機関（庄原赤十字病院）へ再検証の実施の要請があったが、次の理由により自院で実施した再検証結果を地域医療構想調整会議で説明し、合意を得ることまでは現時点で求められていない。

- ① 再検証等の期限が定められていない。
- ② 合意された再検証結果の報告様式が示されていない。
- ③ コロナ禍により地域医療構想調整会議での議論が困難。

○ ただし、再検証後の具体的対応方針を実行するため、予算措置や申請・届出、2025改革プランの見直し、医療機能の転換等を行う都合上、早急に地域の合意を得る必要がある場合は、個別に地域医療構想調整会議へ諮ることとされている。

○ 庄原赤十字病院は、具体的対応方針として病床削減を計画し、令和2年度の地域医療構想を推進するための支援給付金支給事業（ダウンサイジング補助）申請へ向け、第1回地域医療構想調整会議へ諮り合意を得ている。

○ 備北圏域事務局では、庄原赤十字病院へ個別にヒアリングを実施している。

※ 令和2年度中に実施を計画していた地域医療構想アドバイザーの同行による県事務局の個別ヒアリングについては、再検証対象医療機関への県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が考慮され、実施見送りとなった。

6 備北圏域の考え方（案）

○ 対応方針

今後、国・県の動向を注視しながら、庄原赤十字病院等が新型コロナウイルス感染症対策で果たしてきた役割を十分に踏まえ、備北圏域の医療機能の分化・連携について、地域医療構想調整会議で評価・検討を行っていく。